

逗子市・葉山町の良い海辺環境を保つことを求める決議

各海水浴場の海の家は昨今夜型の営業が増加し、併せて海岸で音楽活動を行うなど本来の海の家趣旨を越えた事業者が増える状況にあり、周辺地域では違法駐車による被害、音楽活動による騒音被害、深夜の帰宅者に起因する安眠妨害、ごみの不法投棄などの深刻な被害が発生している。

逗子市・葉山町の海岸地域は、道路一本隔てて居住地域が迫っているのが現状であり、生活環境の保護、及び防犯の観点からもこれを看過できない。

よって、本市議会は、逗子市・葉山町の良い海辺環境を保つため、各海水浴場に設置される海の家については昼間主体の営業とし、騒音の制限など、広域的な観点から、条例の制定を含め関係各機関への働きかけを求めるものである。

以上のとおり決議する。

平成19年9月28日

逗子市議会